

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喬木村長

市町村名 (市町村コード)	喬木村 (4153)
地域名 (地域内農業集落名)	富田 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は周囲を丘陵状の山に囲まれた盆地であり、富田沢川周辺は水田、洞は棚田や樹園地となっており、昭和50年代に農業基盤総合整備事業により整備された農地である。高齢化が進み担い手が減少している。山が近い農地などは鳥獣害の被害が多く、農地の荒廃化が進んでいる。担い手の減少により農地維持共同作業の負担が大きくなってきている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間地域等農業直接支払交付金事業を活用し遊休農地の発生を防止する。地域の条件に適合した農業経営を推進し、兼業農家や地域住民も含め、地域で農地を守る取り組みを行っていく。富田産の農作物によって地域ブランドの確立を目指す取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地区域内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする
--

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 地域の中心となる経営体(担い手)に農地集約、集積を図りつつ、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りをを行い、農地の集約化を目指していく。
(3)基盤整備事業への取組方針 なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 兼業農家へ農地の斡旋を行い多様な経営体の確保、育成の取組を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域の暮らしを守り、地域課題の解決に向けた取り組みができる包括的な組織の立ち上げを検討し、その中の取り組みとして富田地区で農作業を受託する団体の設立を目指す。遊休農地の防止のみならず地域資源を活用し地域活性化にへつなげる

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④畑地化・輸出等	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携等	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)や捕獲体制の構築等に取り組む。
- ⑦中山間地域等農業直接支払交付金事業を活用し集落が定めた協定にそって、農業用設備の保全や農地の遊休・荒廃化させないよう適切な維持管理を行う。
- ⑧井水組合等による見回りをを行い適正な維持管理を行う